

再生資源物の屋外保管事業場を設置している事業者のみなさまへ

袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例 が制定されました

令和4年（2022年）12月19日に、袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例が制定され、令和5年（2023年）4月1日から施行されます。

この条例は、袖ヶ浦市内において、再生資源物の屋外保管を行う事業場（以下「屋外保管事業場」といいます。）で屋外保管を業として行う事業者（以下「屋外保管事業者」といいます。）に、法令等に従って、屋外保管事業場を適正に維持管理していただくものです。

この条例の制定により、令和5年4月1日から、新たに屋外保管事業場を設置する場合には、袖ヶ浦市長の「許可」が必要となります。

また、令和5年4月1日時点において、既に再生資源物の屋外保管を行っている事業者の場合は、同年4月30日までに、屋外保管事業場である旨の届出が必要となり、同年6月30日までに、屋外保管事業場の構造等の届出が必要となります。これらの届出の提出があった場合には、許可を受けた屋外保管事業者とみなします。（みなし許可）

なお、これらの届出の提出がない場合には、無許可での屋外保管事業場の設置となり、罰則の適用の対象となります。（1年以下の懲役・100万円以下の罰金）

1 再生資源物とは

使用を終了し、再生資源として収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックその他これらに類する材質を原材料とするもの（分解、破砕、圧縮等の処理がされたものを含む。）及びこれらの混合物をいいます。

※ 主な再生資源物の種類

- 鉄スクラップ：鉄筋、鉄骨等
- 非鉄金属スクラップ：電線、配線、タイヤホイール等
- 雑品スクラップ：廃家電、モーター、バッテリー等

なお、雑品スクラップとは、再生資源物にプラスチックやガラスなどの他の材質が付着したものをいいます。

2 条例制定の背景について

袖ヶ浦市内における屋外保管事業場において、再生資源物の搬出入時における重機による騒音・振動や、保管物を溶断する際に発生する煙や悪臭の発生、再生資源物に付着する油の処理等に関し、周辺住民の生活環境等に支障が生じており、市民等から多数の通報等が寄せられています。

また、再生資源物には、発火のおそれがあるリチウムイオン電池等が含まれることがあるため、火災の発生や延焼の危険性があり、また、再生資源物が屋外保管されることで、近年発生している豪雨や台風等の災害により、当該再生資源物の崩落、飛散等が懸念されています。

そのため、市民生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることにより、市民が安全・安心に生活を送ることができるよう、再生資源物の屋外保管について適正に維持管理していく必要があります。

3 条例の主な内容について

- 屋外保管事業場を設置する場合には、市長の「許可」が必要となります。
- 既に屋外保管事業場を設置している場合には、「届出」が必要となります。
- 許可の申請をする前に、市長との「事前協議」が必要となります。
- 定期的な「水質検査・地質検査」の実施や、結果の報告が必要となります。
- 屋外保管事業場に係る「記録」を作成し、市長へ報告するとともに、利害関係者からの求めがあった場合には、「閲覧」させることが必要となります。
- 無許可で設置した場合（既に屋外保管事業場を設置している場合は、「届出」がないと無許可となります。）や保管基準を遵守しない場合には、罰則の適用対象となります。

4 今後の提出書類等について

（1）新規に屋外保管事業場を設置する場合

- 2023年4月 1日 条例の施行
- 許可申請の3か月前 市長との事前協議
- 許可申請の1か月前 住民説明会の実施

（2）既に屋外保管事業場を設置している場合

- 2023年4月 1日 条例の施行
- 4月30日 屋外保管事業場の届出の提出期限
- 6月30日 屋外保管事業場の構造等届出書の提出期限
- 3か月ごと 水質検査及び地質検査の実施・報告

5 お問い合わせ

千葉県袖ヶ浦市環境管理課環境管理班 電話番号：0438-62-3404